

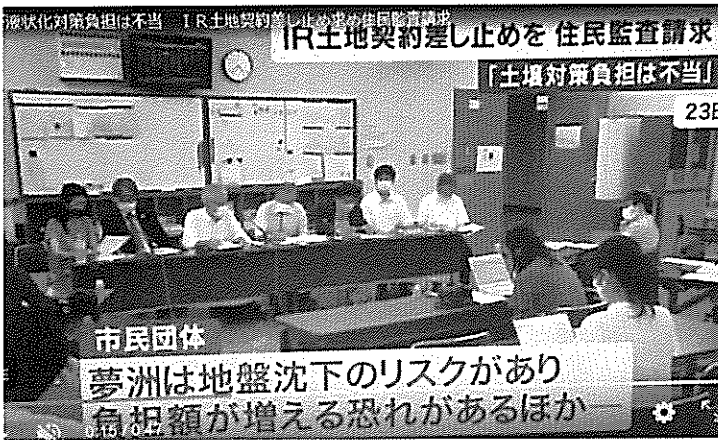
# おおさかの 住民と自治

2022. 10  
(通巻第527号)

発行：  
一般社団法人  
大阪自治体問題研究所  
(発行人：梶 哲教)  
〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15  
大阪グリーン会館5F  
TEL 06(6354)7220 FAX 06(6354)7228  
http://www.oskjichi.or.jp/  
定価200円(消費税含む)  
会員は会費に含まれます

## 「大阪IRカジノ」 住民監査請求から住民訴訟へ

名古屋市立大学 名誉教授 山田 明



6月23日夕方に報道された記者会見の様子 (NHK)

大阪IR区域整備計画案は大阪府議会で可決されたあと、大阪市議会で「同意」が取りつけられ、4月下旬に国に申請された。大阪府民のカジノ反対の声は高まるばかりで、住民投票を求める署名活動が始められた。

署名活動が府下全域で進められる中、私を含め5人の大阪市民が5月11日、IR事業用地借地権設定契約締結差し止めを求め、大阪市に住民監査請求した。6

月23日には、請求人「陳述」が行われ、その後の会見には多くのマスコミが取材した。

私も軟弱地盤の夢洲へのIRカジノ誘致は大阪市政を破壊させるもので、地方財政を研究してきた者として黙ってはおれない、などと陳述した。

大阪市監査委員は7月8日、次のような監査結果を請求人に通知した。「本請求について監査を実施したが、当該請求の理由の有無等について、協議によっても監査委員の合議が調わなかった」、つまり「合議不調」に終わったのである。

本請求には理由があるので措置を勧告すべき、理由がないので棄却すべきとする見解が並んで記載されていた。監査委員の構成から予想はしていたが、熱を入れて請求・陳述したこともあり、拍子抜けの結論であった。

監査結果は86ページあり、請求人と大阪市（IR推進局と港湾局など）の見解などが詳しく記載されている。なかでも注目されるのが、監査請求書に対する大阪市の「反論」が17ページにわたって執拗に書かれていることだ。

監査請求に対する行政側からの、こうした「反論」は異例だ。また監査委員の

一人がIR会社による一貫施工は問題であり、本来は大阪市が土地課題対策を実施すべきと「付言」していることも注目される。

「合議不調」という監査結果を受け、請求人と弁護団は7月29日に大阪地裁に提訴することにした。午前10時に提訴したが、この日の午後、府議会でIRカジノ誘致の是非を問う住民投票条例案の審議が行われた。条例案は委員会への付託も行われず、わずか1日で、反対多数で否決されたが、住民意見を無視した吉村知事や維新・公明に対する府民の怒りは、高まる一方だ。

大阪IRカジノ計画を認可させない国への働きかけとともに、IR予定地への大阪市の公金投入差し止めを求める住民訴訟も注目されつつある。

私たちの住民訴訟のポイントを紹介したい。高層建築物など想定していない軟弱地盤の夢洲に、IRカジノ施設を計画し、大阪市が底なしの財政負担をするこの違法性を問う訴訟である。

本訴訟の請求趣旨は主に次の2点。大阪市が大阪IR株式会社で夢洲の土地を貸す定期借地権設定契約を締結してはならない、大阪市は夢洲の土地改良事業の

ためにIR会社に一切の支払いをしてはならない。

大阪市は従来、港湾局が埋め立てた咲洲や舞洲の土地を売却する際には「現状有姿」を原則とし、土壌汚染などの契約不適合責任(瑕疵担保責任)を負わなかった。市はこれまでも売却後に土地対策が必要になっても、購入者側の負担を原則としてきた。IR会社という特定企業だけを例外的に優遇するのは、地方自治体の平等原則に反し、憲法14条に違反する。

大阪市は夢洲のIR予定地の土地課題対策のために、788億円の債務負担を港営事業会計で行う。大阪府・市がIR事業者と締結した基本協定書によると、この788億円が上限になっておらず、大阪市の免責について記載もない。

IR予定地の地盤沈下は対策費に含まれておらず、「土地所有者」としての大阪市の責任は、青天井にならざるを得ない。夢洲の埋立事業は独立採算で実施されるはずだが、一般会計への負担転嫁が懸念される。これらは地方自治法2条14項、地方財政法4条1項、6条、さらに地方公営企業法3条、17条の2項に違反する。

大阪IR誘致はまだ国の認可を受けていないが、環境影響評価「方法書」が公告縦覧され、市の専門委員会答申を経て、市長意見が8月10日に事業者に送付された。

今後、準備書作成へと進むが、拙速なアセスメントに批判が高まる。方法書は事業計画や工程日程が生煮えであり、適正な環境影響評価が可能なか疑問である。

私たち夢洲懇談会が大阪市環境局に質問書を提出したところ、「地盤改良工事等は、別事業であるため環境影響評価の対象になっていません」という回答が届いた。

ということは、現在進められているIRアセスは建設工事など上物の環境影響評価であり、地盤改良などは「別事業」なので、別にアセスを実施するのだろうか。地盤改良などIR事業予定地の土地課題対策は、基本協定書などによるとIR会社が自ら実施することになっている。「別事業」の土地課題対策のアセスが、上物のアセス後に実施されるのか。どうも変だ。万博とともに、IRカジノのアセスも問題が多すぎる。当分、夢洲開発から目が離せない。



・連載・

# 憲法を生かす

## カジノの是非を問う 住民投票条例制定直接請求 署名運動の意義

山川 義保

カジノの是非は府民がきめる 住民投票をもとめる会・事務局長

### I 21万134筆の署名と

#### 議会での否決

憲法第92条「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」を受け、地方自治法第74条は、「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例の制定又は改廃の請求をすることができる」と定めている。

「カジノ住民投票」署名運動は、この地方自治法に基づき2022年3月25日から5月25日を署名収集期間として大阪府全域で取り組まれた。署名数は21万134筆(有効署名数19万2773筆)を数え、法定数14万6472人を大きく上回った。75%の市区町村で法定数を超え、豊中市・富田林市・熊取町の議会では「住民投票条例制定・実施を求める意見書」が採択された。

7月21日、大阪府下72市区町村から600人が大阪府本庁舎前に集まり、トラックに積まれた21万134筆の署名簿を提出。大阪府知事に住民投票条例制定の

直接請求を行った。これを受け7月29日、大阪府議会臨時会が開会されたが、十分な審議も行われず条例案は維新、公明会派の反対多数により否決された。

### II 地域変革と住民自治の強化

大阪府議会では否決されたが、この運動の意義は限りなく大きい。

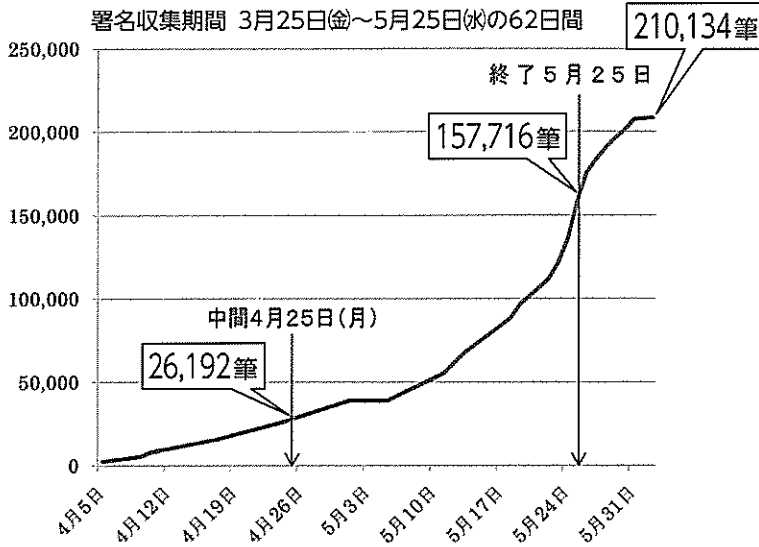
〈第1に〉1977年を最後に大阪府で一度も実施されなかった住民投票条例制定直接請求署名運動を、45年の時を経て実施したという事実である。

大阪府議会は、カジノ誘致推進の維新会派が過半数を占めている。当初、「署名が集まらなかつた場合の責任」「労力をかけても府議会では否決される」「2023年の選挙を重視すべき」など、多くの意見が寄せられた。

しかし個人の呼びかけで運動を開始すると、これまで市民運動などに関わったことのない新しい多くの府民が運動に参加し、受任者は数千人に膨れ上がった(最終約1万人と推察)。

5月15日段階で署名数は約6万7000筆。厳しい状況であったが、「受任者を信じるのが大切」という言葉を胸に、みんなでプレッシャーをはねのけ地域に

## 署名数の推移



点在する受任者を繋ぎ、ともに行動する運動を強めた。連日、多くの府民が目標にこどわり署名を集め続けた。街頭署名や署名ステーションを自ら探し、自主的に署名する府民が急増した。保守・革新など政党に関係なく多くの団体・組合などからも協力が得られるようになり、署名数は飛躍的に伸びた(図表参照)。

「維新多数の議会」という現実の中で  
も大阪府民は「あきらめ感」に支配され

るのではなく、住民主権を明確にした粘り強い対話運動を府内全域に広げる続けることでこれを克服した。憲法に「主権在民」が謳われ、諸法令に「住民自治」が定められていても、実際にこれを行わせることは強い意志とエネルギーを要する。この新しい運動を経験した多くの大阪府民の存在こそ、最も重視すべき普遍的な意味を成す。

〔第2に〕この運動は、大阪府72市区町村全域に新しい仲間と府民のつながりを作りだした。「住民投票実施」という一つの目標実現のために、これまで全く互いを知らなかった府民が72市区町村という地域の中で同時に運動に取り組み実践を行った。各地域運動による「署名の法定数突破」という結果は、「カジノ誘致」一辺倒であったメディアの姿勢を大きく変えた。地域運動の力が情勢を革新していく展望を拓く実例を作り上げた。大阪府民一人ひとりの挑戦と成長なくして達成はできなかつた。大阪府民みんなの勝利である。

### Ⅲ 住民意思を封殺する

#### 首長・議会を変える

「直接請求」には法的拘束力がなく、

議会によって否決されるということは多くの有識者が指摘している。しかしそれだけでなく、住民の意思を平気で踏みつける大阪府と議会の非民主的な体質が明らかになった。

吉村知事は、「反対派の意見を聞く」と公言しながら直接面談を拒否し続けた。臨時会の会期は1日とされ、委員会への付託もない。請求代表者による意見陳述は「30分・6人以内」と限定された。一般質問ではなく代表質問とされたため5人以上の会派にしか質問は認められなかった。同様の市議会を招集した横浜市や和歌山市は、複数日を会期とし、委員会に付託し審議を重ねた上で後日、本会議で採決されている。

維新府市政が長く続いた弊害として、議会の機能劣化が明らかとなった。大阪府全域から集まった21万人を超える直接請求を封殺する知事、大阪府議会を変えなければならぬ。「大阪・夢洲カジノ計画白紙撤回」を掲げる首長・議員を大阪府民の力で作り出すことが求められている。